

始良中央地区合併協議会 第 37 回会議



平成 17 年 7 月 21 日（木）午後 1 時 30 分

国分シビックセンター多目的ホール

第 37 回 始良中央地区合併協議会 会議次第

日時 平成 17 年 7 月 21 日（木）午後 1 時 30 分から
場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 諸般の報告
4. 議 事

（報告事項）

- (1) 報告第 22 号-2 霧島市市章検討小委員会の協議の経過及び結果について
- (2) 報告第 30 号-① 国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目 21）
- (3) 報告第 31 号-① 保健衛生事業の取扱いについて（協定項目 25-9）
- (4) 報告第 32 号-① 障害者福祉事業の取扱いについて（協定項目 25-11）
- (5) 報告第 33 号-① 高齢者福祉事業の取扱いについて（協定項目 25-12）
- (6) 報告第 34 号 児童福祉事業【児童福祉】の取扱いについて（協定項目 25-13-①）
- (7) 報告第 35 号 児童福祉事業【保育所】の取扱いについて（協定項目 25-13-②）
- (8) 報告第 36 号 社会福祉協議会関係事業の取扱いについて（協定項目 25-24）
- (9) 報告第 37 号-① その他事業【選挙管理委員会関係事務（開票区）】の取扱いについて（協定項目 25-27-③）

5. その他

- (1) 霧島市消防局組織図（案）について
- (2) 新市（霧島市）職員採用試験案内について
- (3) 次回の会議日程等について

6. 閉 会

<当日配付資料>

- ・「公共施設呼称一覧」

<次回の協議会の開催日程>

第 38 回協議会は、8 月 4 日（木）午後 1 時 30 分から国分シビックセンター多目的ホールで開催する予定です。

諸 般 の 報 告(協議会の行事や事務局の動き)第37回協議会

期 日	内 容	備 考
6月16日(木)	第36回協議会 13:30 多目的ホール 企画専門部会 9:30 国分市 農林水産(畜産)分科会 9:30 国分市 農林水産(耕地)分科会 13:30 横川町 農林水産(林務)分科会 13:30 国分市 教育専門部会(社会教育) 13:30 国分市 会計：指定金融機関打合せ会 14:00 国分市	総消議班 企 画 班 産 経 班 産 経 班 産 経 班 教 育 班 財 政 班
6月17日(金)	社会教育(文化財)分科会 9:30 国分市 教育専門部会(学校教育) 9:30 国分市 総務(人事)分科会 9:30 国分市 工事監査分科会 13:30 国分市 保険年金(年金)分科会 13:30 霧島町 財政ヒアリング(建設水道班) 13:30 国分市 総務(自治会)分科会 13:30 国分市 健康増進・社会福祉合同分科会 13:30 国分市 税務(住民税)分科会 15:00 国分市	教 育 班 教 育 班 総消議班 建 水 班 生保福班 財 政 班 総消議班 生保福班 財 政 班
6月20日(月)	消防防災(消防)分科会 9:00 国分市 水道分科会 13:30 国分市 商工観光(商工)分科会 13:30 国分市 教育専門部会(社会教育) 13:30 国分市 学校教育(給食)分科会 13:30 隼人町 財政ヒアリング(企画班) 13:30 国分市	総消議班 建 水 班 産 経 班 教 育 班 教 育 班 財 政 班
6月21日(火)	教育専門部会(学校教育) 9:30 国分市 税務：固定資産税担当会 9:30 国分市 農林水産(農政)分科会 9:30 溝辺町 財政ヒアリング(生活保健福祉班) 9:30 国分市 社会教育分科会 13:30 溝辺町 第3回サイン改修プロジェクト会議 13:30 国分市 保険年金(国保)分科会 13:30 横川町	教 育 班 財 政 班 産 経 班 財 政 班 教 育 班 プロジェクト班 生保福班
6月22日(水)	財政ヒアリング(教育班) 9:30 国分市 社会教育(社会体育)分科会 9:30 国分市 農林水産専門部会 9:30 国分市 商工観光専門部会 9:30 国分市 保健福祉専門部会(高齢者・社会福祉・児童福祉) 9:30 隼人町 会計分科会 13:30 国分市 コミュニティ検討委員会 13:30 多目的ホール 建築住宅分科会 13:30 国分市 農業委員会分科会 13:30 国分市 学校教育(学校教育)分科会 13:30 国分市 生活環境専門部会(国保・老人保健) 14:00 隼人町	財 政 班 教 育 班 産 経 班 産 経 班 生保福班 財 政 班 企 画 班 建 水 班 産 経 班 教 育 班 生保福班
6月23日(木)	社会福祉(民児協議会)分科会 9:00 国分市 住民(住基戸籍)分科会 9:00 国分市 消防防災(交通・防犯)分科会 9:00 国分市 下水道分科会 9:00 国分市 税務：住民税担当会 9:30 国分市	生保福班 生保福班 総消議班 建 水 班 財 政 班

期 日	内 容	備 考
6月23日(木)	文書法制選挙(選挙)分科会 9:30 国分市 第41回幹事会 13:30 多目的ホール 社会福祉(生活保護)分科会 13:30 国分市 税務:収納・徴収・庶務担当者会 13:30 国分市 総務専門部会 14:30 国分市 企画専門部会 14:30 国分市 財政査定(生活保健福祉班) 15:00 国分市	総消費班 総消費班 生保福祉班 財 政 班 総消費班 企 画 班 財 政 班
6月24日(金)	財政ヒアリング(産業経済班) 9:30 国分市 社会教育(文化財)分科会 9:30 国分市 都市整備分科会 9:30 隼人町 税務:固定資産税担当係長会 13:30 国分市 保険年金(老保)分科会 13:30 牧園町	財 政 班 教 育 班 建 水 班 財 政 班 生保福祉班
6月27日(月)	消防防災(交通・防犯)分科会 9:00 国分市 学校教育(幼稚園)分科会 13:30 国分市 水道分科会 13:30 国分市	総消費班 教 育 班 建 水 班
6月28日(火)	農林水産(農政)分科会 9:30 国分市 学校教育(学校総務)分科会 9:30 国分市 第3回広報・イベントプロジェクト 9:30 国分市 社会教育分科会 13:30 溝辺町 国保年金(国保)分科会 13:30 牧園町	産 経 班 教 育 班 企 画 班 教 育 班 生保福祉班
6月29日(水)	消防防災(交通・防犯)分科会 9:00 国分市 社会教育(社会体育)分科会 9:30 国分市 住民(住基戸籍)分科会 9:30 建築住宅分科会 13:30 国分市 会計支出担当者会 13:30 国分市 環境衛生分科会 13:30 霧島町 学校教育(学校教育)分科会 13:30 国分市	総消費班 教 育 班 生保福祉班 建 水 班 財 政 班 生保福祉班 教 育 班
6月30日(木)	監査専門部会 9:30 国分市 財政ヒアリング(教育班) 9:30 国分市 税務:固定資産税担当係長会 10:00 隼人町 児童福祉(児童)分科会 10:00 牧園町 税務(個人住民税)分科会 13:30 国分市 農業委員会分科会 13:30 国分市 消防専門部会 13:30 国分市 健康増進分科会 17:00 国分市	総消費班 財 政 班 財 政 班 生保福祉班 財 政 班 産 経 班 総消費班 生保福祉班
7月1日(金)	教育専門部会(社会教育) 9:30 国分市 保険年金(老保)分科会 13:30 国分市	教 育 班 生保福祉班
7月4日(月)	学校教育(給食)分科会 13:30 隼人町 児童福祉(保育所)分科会 13:30 国分市 社会福祉分科会(民児協会長合同会議) 13:30 国分市	教 育 班 生保福祉班 生保福祉班
7月5日(火)	税務:固定資産税担当者会 9:30 国分市 企画広報(地域情報)分科会 13:30 国分市 建設専門部会 13:30 国分市 観光分科会 13:30 国分市	財 政 班 企 画 班 建 水 班 産 経 班
7月6日(水)	社会教育(社会体育)分科会 9:30 国分市 健康増進分科会 9:30 国分市 環境衛生担当者会(畜犬システム打合せ) 9:30 霧島町 社会福祉分科会 9:30 国分市	教 育 班 生保福祉班 生保福祉班 生保福祉班

期 日	内 容	備 考
7月6日(水)	会計分科会 13:30 国分市 税務:個人住民税打合せ会 13:30 国分市 商工観光専門部会 13:30 国分市 建築住宅分科会 13:30 国分市 総務分科会 13:30 国分市 シルバー人材センター幹事会 14:00 国分市	財 政 班 財 政 班 産 経 班 建 水 班 総消費班 生保福班
7月7日(木)	保健福祉専門部会 9:30 国分市 財政(税務)専門部会 10:00 隼人町	生保福班 財 政 班
7月8日(金)	消防防災(交通・防犯)分科会 9:30 国分市 教育専門部会(社会教育) 9:30 国分市 過疎計画打合せ 10:00 国分市 第2回市章検討小委員会 13:30 国分市 コミュニティ検討委員会 13:30 国分市 保険年金(国保)分科会 13:30 溝辺町 税務:収納・徴収・窓口・庶務担当者会 13:30 国分市 農林水産(畜産)分科会 13:30 隼人町 住民(住基戸籍)分科会 13:30 隼人町 農林水産(林務)分科会 13:30 国分市 文書法制選挙(選挙)分科会 13:30 溝辺町	総消費班 教 育 班 プロジェクト班 総消費班 企 画 班 生保福班 財 政 班 産 経 班 生保福班 産 経 班 総消費班
7月11日(月)	税務:窓口・庶務担当者打合せ会 10:00 国分市 保険年金(年金)分科会 13:30 福山町 学校教育(幼稚園)分科会 13:30 国分市	財 政 班 生保福班 教 育 班
7月12日(火)	消防防災(消防防災)分科会 9:30 国分市 税務:固定資産税担当者会 9:30 国分市 高齢者福祉・介護保険合同分科会 9:30 隼人町 住民(住基戸籍)分科会 9:30 牧園町 介護保険分科会 10:30 隼人町 社会教育分科会 13:30 国分市 土木分科会 13:30 隼人町 会計支出担当者会 13:30 国分市	総消費班 財 政 班 生保福班 生保福班 生保福班 教 育 班 建 水 班 財 政 班
7月13日(水)	環境衛生分科会 9:30 霧島町 税務:窓口・庶務担当者会 9:30 霧島町 社会教育(社会体育)分科会 9:30 国分市 社会教育(文化財)分科会 9:30 国分市 建築住宅分科会 13:30 国分市 税務:収納・徴収・窓口・庶務担当者会 13:30 霧島町 保険年金(老保)分科会 13:30 福山町 会計収入担当者会 13:30 国分市	生保福班 財 政 班 教 育 班 教 育 班 建 水 班 財 政 班 生保福班 財 政 班
7月14日(木)	文書法制選挙(選挙)分科会 9:30 国分市 第2回財政プロジェクト会議 10:00 国分市 第5回合併準備会 11:00 多目的ホール 第42回幹事会 13:30 多目的ホール 学校教育(給食)分科会 13:30 隼人町 税務:個人住民税担当係長会 13:30 国分市	総消費班 財 政 班 総消費班 総消費班 教 育 班 財 政 班
7月15日(金)	社会教育(社会教育)分科会 9:30 国分市 税務:固定資産税担当係長会 13:30 国分市	教 育 班 財 政 班

期 日	内 容	備 考
7月19日(火)	文書法制選挙(選挙)分科会 9:30 国分市 第2回入札制度プロジェクト 9:30 国分市 水道分科会 13:30 国分市 社会教育分科会 13:30 溝辺町	総消議班 建 水 班 建 水 班 教 育 班
7月20日(水)	コミュニティ検討委員会 13:30 国分市 議会分科会 13:30 国分市 会計分科会 13:30 国分市 建築住宅分科会 13:30 国分市 社会教育(社会体育)分科会 13:30 国分市 保険年金(国保)分科会 13:30 国分市 第4回サイン改修プロジェクト会議 13:30 国分市	企 画 班 総消議班 財 政 班 建 水 班 教 育 班 生保福班 プロジェクト班
7月21日(木)	建築住宅分科会 9:30 国分市 第37回協議会 13:30 多目的ホール 企画専門部会 13:30 国分市	建 水 班 総消議班 企 画 班

※電算班・・・各業務グループごとに、関係の分科会・専門部会・関係者と連携を図り、システムの統合・構築に向けて随時会議等を開催している。

<今後の予定>

期 日	内 容	備 考
7月22日(金)	教育専門部会 9:30 国分市 健康増進分科会 9:30 国分市 住民(住基戸籍)分科会 9:30 国分市 消防防災(交通)分科会 9:30 国分市 財政専門部会(税務) 13:30 国分市 農林水産専門部会 13:30 国分市	教 育 班 生保福班 生保福班 総消議班 財 政 班 産 経 班
7月25日(月)	建設専門部会 9:30 国分市 教育専門部会(社会教育) 9:30 国分市 水道分科会 13:30 国分市 会計収入担当者会 13:30 国分市	建 水 班 教 育 班 建 水 班 財 政 班
7月26日(火)	税務:窓口・庶務担当者会 9:30 霧島町 第3回市章検討小委員会 13:30 国分市 保険年金(年金)分科会 13:30 溝辺町 消防防災(消防)分科会 13:30 国分市 社会教育分科会 13:30 国分市	財 政 班 総消議班 生保福班 総消議班 教 育 班
7月27日(水)	税務:国民健康保険税担当者会 9:30 国分市 社会教育(社会体育)分科会 13:30 国分市 建築住宅分科会 13:30 国分市	財 政 班 教 育 班 建 水 班
7月28日(木)	第6回合併準備会 10:00 多目的ホール 第43回幹事会 13:30 多目的ホール 税務:個人住民税担当係長会 13:30 国分市	総消議班 総消議班 財 政 班
7月29日(金)	議会専門部会 9:30 国分市	総消議班
8月1日(月)	水道分科会 13:30 国分市 保健福祉部会(健康増進) 13:30	建 水 班 生保福班
8月3日(水)	コミュニティ検討委員会 13:30 多目的ホール	企 画 班
8月4日(木)	第38回協議会 13:30 多目的ホール	総消議班

霧島市市章検討小委員会の協議の経過及び結果について

霧島市市章検討小委員会の第2回会議を7月8日に開催したので、霧島市市章検討小委員会設置規程第9条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

平成17年7月21日提出

始良中央地区合併協議会
霧島市市章検討小委員会
委員長 林 麗子

記

別紙、第2回霧島市市章検討小委員会協議報告書のとおり

第2回霧島市市章検討小委員会協議報告書

- ・開催日時 平成17年7月8日（木）午後1時30分から午後3時15分
- ・開催場所 国分シビックセンター議会棟3階全員協議会室
- ・出席委員 委員15名のうち14名出席
- ・出席依頼 アドバイザー代表1名

1 市章募集の集計結果について

募集期間を5月1日から6月20日までの51日間と定め実施した市章募集の集計結果について、事務局から報告を受けた。その集計結果は、次の通りである。

霧島市市章応募集計結果

○応募件数

応募総数	2,923
有効件数	2,073
無効件数	850

○年齢別応募状況

19歳以下	1,197
20～29歳	238
30～39歳	218
40～49歳	345
50～59歳	343
60～69歳	301
70歳以上	131
不明	150

※ 最年少応募者 4歳

※ 最高齢応募者 90歳

○地区別応募件数

始良中央地区	1,824
国分市	1,137
溝辺町	50
横川町	30
牧園町	55
霧島町	115
隼人町	353
福山町	84
鹿児島県（始良中央地区除く）	403
他都道府県計	696
北海道・東北	67
関東	215
北信越	26
東海	80
近畿	156
中・四国	40
九州（鹿児島県除く）	112
合 計	2,923

2 アドバイザーによる応募作品の一次選考の結果について

6月28日午後1時30分から午後5時まで国分シビックセンター多目的ホールにおいて実施されたアドバイザー3名（県工業技術センター所付 恵原 要氏、第一工業大学教授 入来兵衛氏、隼人工業高等学校教諭 滝下昌人氏）による一次選考の結果について、事務局から報告を受けた。一次選考で選ばれた49点の作品番号は、次の通りである。

アドバイザーによる応募作品の一次選考の結果 候補作品49点（受付番号順）

70	465	984	1219	2788
71	543	985	1272	2803
138	567	1046	1289	2808
153	590	1066	1363	2815
184	591	1079	1364	2843
263	609	1127	1405	2859
408	712	1196	2425	2880
429	713	1200	2470	2890
447	759	1209	2514	2891
458	950	1211	2729	

以上の一次選考作品49点の確認を行い、引続きアドバイザー代表の入来教授から一次選考にあたっての感想と市章デザインに対する専門的な立場からの意見を聞いた。

3 応募作品の絞り込み作業（20点程度）について

当委員会での応募作品の絞り込み作業について協議を行った結果、アドバイザーによる一次選考作品49点の中から20点程度を選考することを確認した。その方法として、委員一人につき10点を選び、その応募作品番号を選考用紙に記載する投票方式によることとし、事務局で集計した結果をもとに、得票数の多い順に20点程度に絞り込むことに決定した。

その後、応募作品を会場の床に受付番号の若い順に配列し1点ずつ確認しながら審査し、手持ちの選考用紙に作品番号を記入する作業を行った。

審査終了後、集計結果をもとに協議の結果、得票数の多い順に上位の作品 16 点を二次選定の採用候補作品とすることに全会一致をもって決定した。決定された 16 点の作品番号は、次の通りである。

**第 2 回委員会協議による応募作品の二次選考の結果
候補作品 16 点（受付番号順）**

7 0	5 4 3	1 2 0 9	2 7 8 8
1 5 3	7 1 2	1 3 6 3	2 8 4 3
4 5 8	7 1 3	1 4 0 5	2 8 8 0
4 6 5	9 5 0	2 7 2 9	2 8 9 0

4 協議会への報告について

上記 3 の決定事項について、第 1 回市章検討小委員会で決定したスケジュールにより 7 月 21 日開催の第 37 回協議会に委員長が報告することを確認した。

5 次回の会議日程について

第 3 回小委員会は、平成 17 年 7 月 26 日（火）に開催することに決定した。

以上、第 2 回霧島市市章検討小委員会の報告とします。

平成 17 年 7 月 21 日

始良中央地区合併協議会
霧島市市章検討小委員会
委員長 林 麗子

70



霧島市の文字「き」をモチーフに歴史と文化の波を緑の自然と街の躍動の赤で表し、人と青い自然(海)を中心の丸で表現しました。霧島市の人と自然が一体となり、世界にひらくことも含めて地球(世界)を描きました。また、合併を機に市民を中心に行政・企業が力を合わせて新しい未来に向かっていくことも表現しました。

153



全体の形は霧島市の「き」です。グリーンは豊かな緑を、ブルー海と清流を、オレンジは温泉と市民の情熱を表し、「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」のイメージです。

458



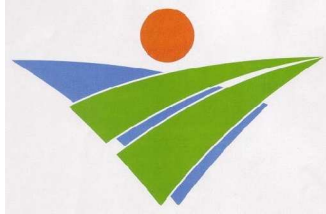
霧島連山から錦江湾までの彩り豊かな自然をモチーフに、世界に光り輝く霧島市を創る市民の英知、あふれる情熱を「市民」と市名の「き」で親しみやすく表現しました。

465



市章では曲線で、有名な霧島山を形どり、山すそから広がる扇状形で、霧島地区の地形的な特長をデザイン化しました。また、上部に伸びる形で世界にひらく国際都市としての発展を表し、色使いでは、豊かな自然の象徴として緑一色としました。

543



キを人に見立てています。緑は自然、青は歴史・文化を表し、左右に伸びる手は未来・発展を表現しています。

712



霧島連山と「K」がモチーフ。上から「花は霧島」花と夢と元気と霧島連山。緑で山々と豊かな平野部。紺で水清き天降川。下の紺で波静かな錦江湾。全体をやや丸みをつけた菱形にし市民の和と四方八方への広がりダイヤモンドのようにいつまでも輝いているようにとの願いを込めた。また、古くから菱形は鏡の意味を持つと言われているので常に市民と霧島市を反映しクリアな市を象徴。全体に躍動感をつけて雄大な自然と市民が融合し世界へ躍進する霧島市を表現した。

713



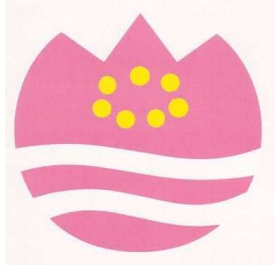
霧島連山と「K」がモチーフ。上から「花は霧島」の花と夢と元気と霧島連山。緑で山々と豊かな平野部。紺で水清き天降川。下の紺で波静かな錦江湾。全体に躍動感をつけて雄大な自然と市民が融合し世界へ躍進する霧島市を表現した。

950



「き」の文字と霧島山・国分平野・錦江湾などの地勢をモチーフに、(世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市)と未来を見つめ、飛躍発展する姿を表現しています。

1209



全体的にミヤマキリシマをイメージしました。上半分は霧島連山を下半分は錦江湾をデザインしています。おしへは合併する1市6町です。1市6町が1つになって未来を築いていくようにとの願いを込めました。ピンク色はミヤマキリシマのピンクと、明るい都市になるようにとピンクにしました。下半分の波は海と未来に向けて吹く新しい風を意味しています。

1363



霧島山系のシンボリックな高千穂の峰と、上野原遺跡の竪穴式住居の二つをデザインのベースとし、土地のもつ独自性と、歴史的側面を表現しました。また三本ラインの曲線を用いて単純化することで、子供からお年寄りまで親しんでもらえるユニバーサルな形状としました。カラーコンセプトとして、緑は自然が豊かなまちを、青緑は霧島連山の色と豊かな文化を、青は海と空を表し世界へひらかれた国際都市を表現しています。また三色を並べ変化させることにより、古代から未来へ発展していくまちを表現しています。

1405



霧島市の頭文字「き」をモチーフに、豊かな緑と水に抱かれて未来へ躍進する新市の姿を表現。「緑」は自然・文化、「青」は清流・悠久の歴史、創造力、「白」は霧島連山及び市民の呼応隆・先進性・発展を象徴。

2729



霧島市の「き」を雄大な自然の緑と風を動きのある流れで表現してシンボル化しました。

2788



1市6町が合併し新生「霧島市」のまちを海から霧島山を背景に眺めた風景を、活力ある形で親しみやすく表現。

2843



緑豊かな霧島連山(グリーン)や鹿児島湾の波(ブルー)、美しい自然やエネルギー文化(赤い円)と共に躍動する市民の姿を頭文字の「K」をイメージしてデザイン。未来へ発展、躍動する霧島市を描きました。

2880



「世界にひらく」を青空と太陽で描き、「人と自然・歴史・文化がふれあう」を霧島山で表現し、霧島市の頭文字Kの形にまとめました。緑色で人と自然を、青色で歴史を、ツツジをイメージさせる紅色で文化をあらわしています。

2890



霧島市の「K」をモチーフに、「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」を目指して発展する「霧島市」を象徴したものです。人々の未来への躍動と交流、市民の融和・団結を表現。赤は活力と未来へ輝く太陽、青は波と人々の生き活きとした活動、緑は自然に恵まれた豊かな暮らしを表します。

国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目21）

国民健康保険事業の取扱いについて、平成15年12月25日（協議第26号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年7月21日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴丸 明人

別紙

2 1 国民健康保険事業の取扱い		関 係 項 目	
協 議 項 目		協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1	人間ドック等事業内容の統一	3 人間ドックは新市においても実施し、合併までに統一した事業内容を決定する。他の検診についても同様とする。その他の保健事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。	1 平成17年度は各市町の事業内容と助成額とする。 2 平成18年度からは事業内容を別紙のとおり統一する。一般コースと女性コースに分け、一般コース25,000円・女性コース27,000円を助成する。 3 助成は指定医療機関【厚生連病院、霧島市立医師会医療センター（仮称）】で受診したものを助成する。

(別 紙)

人間ドック検査基準表

		霧島市立医師会医療センター（仮称）	厚生連病院
問診		既往歴・現病歴・自覚症状・家族歴・生活習慣	既往歴・現病歴・自覚症状・家族歴
身体計測		身長・体重・標準体重・体重度・体脂肪率	身長・体重・標準体重・体重度・体脂肪率
尿		比重・PH・糖・蛋白・ウレリノーゲン・ビリルビン・ケトン体・亜硝酸塩・潜血・沈査	比重・PH・糖・蛋白・ウレリノーゲン・ビリルビン・ケトン体・亜硝酸塩・潜血・沈査
便		便潜血（2日法）	便潜血（2日法）
血液検査	血液一般	白血球・赤血球・ヘモグロビン・ヘマトクリット・血小板・	白血球・赤血球・ヘモグロビン・ヘマトクリット・MCV・MCH・MCHC・血小板・赤沈・血液像
	生化学	AST(GOT)・ALT(GPT)・ZTT・T-Bil・ALP・LD(LDH)・CHE・γ-GTP・総蛋白・Fe・空腹時血糖・HbA1C・BUN・CRE・UA・T-CHO・TG・HDL-C・AMY・LDL-C・Alb・Na・Cl・K	AST(GOT)・ALT(GPT)・ZTT・T-Bil・D-Bil・ALP・LD(LDH)・CHE・γ-GTP・TP・蛋白分画・A/G比・Fe・空腹時血糖(FBS)・HbA1C・BUN・CRE・UA・T-CHO・TG・HDL-C・CHO・AMY
	血清反応	RA・CRP・HBs抗原・HCV抗体・CEA・PSA（男性のみ）	RA・ASO・CRP・梅毒反応(TPHA)・HBs抗原・HCV抗体 ※1 血液型 (ABO式、Rh式) ※2 PSA
血圧		坐位（最高・最低・脈拍）	坐位（最高・最低・脈拍）
視力		裸眼（右・左） 矯正（右・左）	裸眼（右・左） 矯正（右・左）
聴力		1,000Hz（右・左） 4,000Hz（右・左）	1,000Hz（右・左） 4,000Hz（右・左）
肺機能		18年度より実施予定	努力性肺活量(FVC)・1秒量(FVE1.0)・1秒率(FVE1.0%)・最大呼吸中間流量(MMF)
眼底		狭細・口径不同・反射・交叉現象・出血・白斑・乳頭浮腫・Scheie	K-W分類(右又は左)
眼圧		なし	(右又は左)
心電図		心拍数・QRSd・Qti・SaV1・RaV5・SV1+RV5・QRS軸・ミネカゴト	心拍数・QRSd・Qti・SaV1・RaV5・SV1+RV5・QRS軸・ミネカゴト
胸部X線		胸部（直接撮影）・心胸比	胸部（直接撮影）・心胸比
胃部X線 又は 胃内視鏡		胃部X線－食道・胃・十二指腸（直接撮影） 胃内視鏡－異常所見あれば、その場で生検（生検分は保険診療にて別途料金）	食道・胃・十二指腸（直接撮影）
腹部超音波		胆のう・肝臓・膵臓・脾臓・腎臓・膀胱・前立腺・子宮	胆のう・肝臓・膵臓・脾臓・腎臓
動脈硬化		血圧脈波検査は7°ション（3,000円）	血圧脈波検査
子宮細胞診		なし	子宮
下腹部超音波		なし（一部は腹部超音波に含まれる）	子宮・卵巣
乳房		なし	視診・触診・軟X線撮影
総合判定		医師による総合判定	医師による総合判定
保健指導		18年度より実施予定	保健師による生活指導

※ 1:初回受診者のみ ※ 2:男性のみ ※ 3:女性コースのみ

※ 太字部分については、いずれか医療機関のみの実施

保健衛生事業の取扱いについて（協定項目25－9）

保健衛生事業の取扱いについて、平成15年12月25日（協議第27号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年 7月21日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴丸 明人

別紙

25-9 保健衛生事業		関 係 項 目	
協 議 項 目		協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1	乳幼児医療費助成事業	4 乳幼児医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、1歳未満児への助成は、国分市、隼人町の例により、合併までに調整する。	1 1歳未満児の医療費は国分市・隼人町の例により平成17年11月診療分より全額助成する。ただし平成17年10月診療分以前の助成については、合併前の市町の助成基準に従い助成する。 2 支払の回数は月2回（1～15日分の申請と16日～月末までの申請で支給日を分ける）とする。
2	結核予防事業	5 結核予防事業については、新市に引き継ぐ。ただし、実施内容等については、合併までに調整する。	1 結核定期健康診断について 結核予防法により対象者は65歳以上とする。現行どおり巡回検診を実施する。平成17年11月7日から肺がん検診を合わせて実施（無料）し、実施の時期や場所については総合支所ごとに設定する。 2 BCG接種について 結核予防法により対象者は6か月未満の乳児とする。始良郡医師会と協議し、平成17年11月7日から個別接種へ移行する。
3	予防接種事業	6 予防接種事業については、新市に引き継ぐ。ただし、実施形態等については、合併までに調整する。	1 乳幼児の予防接種は始良郡医師会と協議し、平成17年11月7日から個別接種へ移行する。なおポリオは現行のまま集団接種とする。 2 接種期間については、医療機関と協議し、通年又は期間限定とする。学校の予防接種については平成17年度は現行のとおりとし、個別接種の方向で始良郡医師会と協議・調整する。
4	集団歯科健診	8 集団歯科健診については、新市に引き継ぐ。ただし、対象児年齢、健診内容等については、合併までに調整する。	1 2歳児歯科健診を現行のとおり実施する。健診の受診場所は原則居住している総合支所とするが、他の総合支所でも受診可能とする。 2 2歳児歯科健診の対象児年齢は2歳2～3か月を基本とする。健診内容については問診票、保健指導などを統一する。
5	・その他の検診（腹部超音波・骨粗しょう症・前立腺がん・歯周病検診） ・各種がん検診 ・肝炎ウイルス検診	9 各種検診については、新市に引き継ぐ。ただし、個人負担金、実施内容等については、合併までに調整する。	1 平成17年度は現行のとおり実施する。 2 平成18年度から霧島市総合健診（30・40・50・60・70歳）を実施し、基本健康診査・肝炎ウイルス検診・胃がん検診・大腸がん検診・腹部超音波検診・前立腺がん検診・歯周病検診を同時に無料で実施する。 3 5年毎に行う健診対象者調査をもとに登録制を取り入れる。（調査は平成18年度に1回目を実施。） 4 健診（検診）の形態は別表1のとおりとする。 5 健診（検診）の個人負担金は別表2のとおりとする。
6	基本健康診査（セット健診を含む。）	10 基本健康診査（セット健診を含む。）については、新市に引き継ぐ。ただし、実施方法等については、合併までに調整する。なお、医療機関委託についても検討する。	1 平成17年度は現行のとおり実施する。 2 平成18年度から霧島市総合健診（30・40・50・60・70歳）を実施し、基本健康診査・肝炎ウイルス検診・胃がん検診・大腸がん検診・腹部超音波検診・前立腺がん検診・歯周病検診を同時に無料で実施する。 3 71歳以上の基本健康診査は始良郡医師会と協議調整し、平成18年度から医療機関委託個別方式とする。 4 5年毎に行う健診対象者調査をもとに登録制を取り入れる。（調査は平成18年度に1回目を実施。） 5 健診（検診）の形態は別表1のとおりとする。 6 健診（検診）の個人負担金は別表2のとおりとする。

総合健診	健診内容	基本健診 肝炎ウイルス検診 胃がん検診 大腸がん検診 腹部超音波検診 前立腺がん検診(50歳・60歳・70歳男性のみ) 歯周病検診
	対象者	30歳 40歳 50歳 60歳 70歳の男女を対象に無料で実施
	受診見込者数	2139人

総合健診以外の健診(検診)

基本健康診査 (総合健診でも実施)		健診内容	身長体重測定 検尿 血圧 心電図 眼底(医師の指示) 診察 血液検査(GOT GPT γ-GTP コレステロール 中性脂肪 HDLコレステロール クレアチニン 空腹時血糖 グリコヘモグロビンA1C) 肝炎ウイルス検診(B型 C型) 希望者には前立腺がん検診も実施
		対象者	40歳以上の男女(総合健診では30歳も実施) ただし、71歳以上は医療機関にて個別で実施する。
		受診見込者数	9413人
セットで実施	胃がん検診 (総合健診でも実施)	健診内容	胃透視
		対象者	40歳以上男女(総合健診では30歳も実施)
		受診見込者数	6452人
	腹部超音波検診 (総合健診でも実施)	健診内容	腹部超音波検査
		対象者	40歳以上男女(総合健診では30歳も実施)
		受診見込者数	5212人
	大腸がん検診 (総合健診でも実施)	健診内容	便潜血反応検査
		対象者	40歳以上男女(総合健診では30歳も実施)
		受診見込者数	6512人
セットで実施	子宮がん検診	健診内容	子宮頸部細胞診
		対象者	20歳以上の女性
		受診見込者数	4064人
	乳がん検診	健診内容	視触診+マンモグラフィ(40歳代 2方向, 50歳以上 1方向撮影)
		対象者	40歳以上の女性
		受診見込者数	3727人
	骨粗しょう症検診	健診内容	骨密度検査
		対象者	40歳 45歳 50歳 55歳 60歳 65歳 70歳の女性
		受診見込者数	1483人
40歳～65歳未満	肺がん検診単独	健診内容	間接撮影・喀痰細胞診
		対象者	40歳～65歳未満
		受診見込者数	4920人
65歳以上	肺がん検診+結核検診	健診内容	間接撮影・喀痰細胞診
		対象者	65歳以上
		受診見込者数	11338人

※ 霧島市総合健診 (30歳, 40歳, 50歳, 60歳 70歳) について
霧島市内に住所を有する30歳・40歳・50歳・60歳 70歳を対象とし実施する。
健診内容は ①基本健診 ②胃がん検診 ③大腸がん検診 ④腹部超音波検診 ⑤肝炎ウィルス検診 ⑥前立腺がん検診
⑦歯周病検診とする。
健診自己負担金は無料とする。ただし、総合健診実施日以外に受診した場合は年齢に応じた自己負担となる。

健診の自己負担金 (単位:円)

基本健診	各 市 町 の 現 況 (H17)							調整結果	
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市 (H18)	
40～69歳	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	40～69歳	1,300
70歳以上	0	0	0	0	0	0	0	70歳以上	0
生活保護世帯	0	申請により 無料	0	0	0	申請により 無料	0	生活保護世帯	申請により無料
非課税世帯	0		0	0	0		0	非課税世帯	

肝炎ウィルス検診	各 市 町 の 現 況 (H17)							調整結果	
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市 (H18)	
40・45・50・55・60・65歳	700	700	0	800	0	700	0	40・45・50・55・60・65歳	700
70歳	0	0	800	0	0	0	0	70歳	0
生活保護世帯	0	申請により 無料	800	0	0	申請により 無料	0	生活保護世帯	申請により無料
非課税世帯	0		800	800	0		0	非課税世帯	
要指導者検診	集団 700	委託 1700	集団 800	集団 800	集団 0	委託 1,700	集団 0	要指導者検診	委託 1700

※国の徴収基準 700円となっている (補助事業)

胃がん検診	各 市 町 の 現 況 (H17)							調整結果	
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市 (H18)	
40～69歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	40～69歳	1,000
70歳以上	0	0	0	0	0	0	0	70歳以上	0
生活保護世帯	0	申請により 無料	0	0	0	申請により 無料	0	生活保護世帯	申請により無料
非課税世帯	0		1,000	1000	0		1,000	非課税世帯	

腹部超音波検診	各 市 町 の 現 況 (H17)							調整結果	
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市 (H18)	
40～69歳	60歳のみ実 施で無料	1,500	2,000	2,000	実費 (3350)	0	1,000	実費 (3,350)	
70歳以上		0	2,000	2,000		0	1,000		
生活保護世帯		申請により 無料	2,000	2,000		0	0		
非課税世帯			2,000	2,000		0	1,000		

大腸がん検診	各 市 町 の 現 況 (H17)							調整結果	
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市 (H18)	
40～69歳	600	500	600	600	600	600	600	40～69歳	600
70歳以上	0	0	0	0	0	0	0	70歳以上	0
生活保護世帯	0	申請により 無料	0	0	0	申請により 無料	0	生活保護世帯	申請により無料
非課税世帯	0		600	600	0		600	非課税世帯	

子宮がん検診	各 市 町 の 現 況 (H17)							調整結果	
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市 (H18)	
20～69歳	700	700	700	700	700	700	700	20～69歳	700
70歳以上	0	0	0	0	0	0	0	70歳以上	0
生活保護世帯	0	申請により 無料	0	0	0	申請により 無料	0	生活保護世帯	申請により無料
非課税世帯	0		700	700	0		700	非課税世帯	

乳がん検診		各 市 町 の 現 況 (H16)						
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
視 触 診	40～49歳	400	/	400	/	400	400	300
	50～69歳							
	70歳以上	0		0		0	0	0
	生活保護世帯	0		0		0	申請により 無料	0
	非課税世帯	0		400		0		300
マンモグラフィ		実費 (3,150)		40～69歳と 非課税世帯 は2,400		実費 (3,150)	実費 (3,150)	1,000

障害者福祉事業の取扱いについて（協定項目25－11）

障害者福祉事業の取扱いについて、平成15年12月25日（協議第28号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年7月21日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴丸 明人

別紙

25-11 障害者福祉事業		関係項目	
協 議 項 目		協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1	重度心身障害者医療費助成事業	7 事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし証明手数料については、合併までに調整する。	1 重度心身障害者医療費請求に伴う医療機関証明書の手数料助成は1件50円を上限とする。 2 実施時期、平成17年11月7日からとする。
2	特別障害者手当等、各種障害者手当	13 特別障害者手当てについては現行のとおり新市に引き継ぐ。また国分市が実施している福祉手当についても新市に引き継ぐ、ただし支給の方法等については、合併までに調整する。	1 単独福祉手当は1万円とする。基準日を10月1日とし、平成17年度は国分市のみが該当となる。 2 特別障害者手当等受給者については、単独福祉手当を支給しない。 3 実施時期、平成18年度からとする。
3	障害者共同作業所	14 事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、各作業所に対する単独の補助分については、合併までに調整する。	1 各作業所への単独補助は現行のとおりとする。ただし、溝辺町あいご園については、平成19年度を目途に小規模通所授産施設運営費補助事業へ移行する。
4	民生児童委員協議会に関すること	20 現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、協議会の組織、補助金等については合併までに調整する。	1 新たな組織の名称は「霧島市民生委員児童委員協議会連合会」とする。 2 現在の任期（平成19年11月30日）までは現行組織、現行補助金のとおりとする。
5	法外援護災害救助事業	24 事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。制度内容については、国分市・隼人町の例により合併までに調整する。	1 制度は国分市・隼人町の例により別表1のとおり調整した。

別表 1

霧島市法外援護災害救助条例

平成17年11月7日

条例第●号

(目的)

第1条 この条例は、非常災害に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び霧島市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年霧島市条例第●号）の適用を受けない場合において、必要な法外援護を行うことを目的とする。

(救助費)

第2条 市長は、市内に住居を有する市民が、火災その他の天災地変等により、人名及び住家に損害を受けたときは、次に掲げる救助費を支給する。ただし、損害を受けた住家が貸借関係にある場合の救助費は、それぞれ、その2分の1の額とする。

(1) 死亡者のあった場合 1人につき100,000円

(2) 住家が全焼、全壊等の場合 1世帯につき50,000円

(3) 罹災による著しき負傷者1人につき30,000円又は住家の半焼半壊の場合、1世帯につき30,000円

(4) 住家の一部類焼の場合 1世帯につき10,000円

2 前項各号の金額は、火災の状況又は予算等の関係で減額することができる。ただし、火災の場合その原因が故意又は重大な過失の場合は支給しない。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の国分市法外援護災害救助条例（昭和31年国分市条例第30号）、隼人町法外援護災害救助条例（昭和44年隼人町条例第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

高齢者福祉事業の取扱いについて（協定項目25－12）

高齢者福祉事業の取扱いについて、平成15年12月25日（協議第29号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年7月21日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

別紙			
協 議 項 目		関係項目	
25—12 高齢者福祉事業の取扱い		協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1	温泉保養券・鍼灸アンマ施術料助成	2 温泉保養券・鍼灸アンマ施術料については、新市に引継ぐ。ただし、助成方法、助成金額等については、合併までに調整する。	1 対象者 新市に居住する満70歳以上の者。身障・療育・精神手帳所持者。（ただし、月の途中から70歳以上に達したときは、誕生日の属する月からとする。） 2 助成額（枚数等） はり・きゅう施術料 1年に12枚（1枚500円）とする。 温泉保養券 1年に12枚（1枚150円を限度）とする。 3 申請方法 はり・きゅう等施術料受診券及び温泉保養券交付申請書での申請を受け、券の発行を行う。 4 交付の時期 特に時期は定めない。 5 サービス開始時期は平成18年4月1日とする。 ※ 指定業者登録制とし委託契約を結ぶこと
2	金婚式に関すること（ひとり金婚者含む）	3 金婚式に関することについては、開催方法等を合併までに調整する。ただし、ひとり金婚式については、その必要性を含め合併までに調整する。	1 金婚式は、霧島市社会福祉協議会で実施する。 2 実施場所 中心地で1回開催。 3 補助単価 1組 9000円程度を見込む。 「参考」 写真代 1,500円 記念品代 3,000円 祝賀会費 2,000円×2人 その他 500円 4 ひとり金婚式については行なわない。 5 実施時期 平成18年度より行う。
3	長寿者褒章（敬老金）	4 長寿者褒章（敬老金）については、節目支給等に再編する方針で、合併までに調整する。長寿者表敬訪問については、新市で協議する。	1 支給年齢については、節目支給とする。 満80歳 満88歳 満95歳 満100歳以上の者に支給する。 2 支給額については次のとおりとする。 満 80歳の者 6,000円 満 88歳の者 10,000円 満 95歳の者 30,000円 満100歳以上の者 100,000円 ※記念品はなし ※支給方法 100歳以上については首長等により訪問支給

別紙			
協 議 項 目		関係項目	
25—12 高齢者福祉事業の取扱い		協議決定された調整方針	具体的な調整結果
4	寝具等洗濯乾燥消毒サービス	8 事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併までに事業目的、対象者等を明確にし事業決定機関である地域ケア会議の充実を図る。	1 【目的】 在宅ねたきり高齢者等が使用する日常的に欠かせない寝具を洗濯、乾燥又は消毒することにより、清潔で快適な生活が過ごせるよう支援するとともに介護者の負担の軽減を図ることを目的とする。 2 【対象者】 対象者は次のとおりとする。 (1) 寝具の衛生管理が困難な概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者 (2) 老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床している概ね65歳以上の高齢者 (3) 重度の身体障害のために臥床している身体障害者（児）とする。 3 【ケア会議の充実及び決定】 洗濯サービス利用の可否において、必要に応じ申請者のほか対象者及び対象者世帯の状況を調査するとともに、公平な判定のためにケア会議を開催し総合的に勘案して決定するものとする。 4 【委託単価・利用者負担金】 委託単価は県の参考単価以内とし、利用者負担金は1割とする。 ・乾燥消毒 参考単価 2200円 利用者負担220円 ・乾燥消毒+汚れ落とし 参考単価4200円 利用者負担420円 ・寝具水洗い 参考単価10000円 利用者負担1000円 5 【委託先】 社会福祉協議会を委託先とする。 6 【実施時期】 サービスの開始時期は合併時とする。
5	介護予防教室（転倒骨折予防教室）	10 事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業内容・委託先については合併までに調整する。	1 事業目的 高齢者ができるだけ要介護状態にならないで、健康でいきいきとした生活を送ることができるように介護予防教室（転倒骨折予防教室）を開催する。 2 対象者 自立、要支援の者 3 委託先 社会福祉法人等（社会福祉協議会を含む）に委託する。 4 サービス開始時期は合併時とする。

別紙																																			
協 議 項 目		関係項目																																	
25—12 高齢者福祉事業の取扱い		協議決定された調整方針	具体的な調整結果																																
6	生活支援型ホームヘルプサービス事業	1 2 事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。委託先等については合併までに調整する。	1 対象者は、65歳以上の高齢者で、ケア会議で必要と判断されたものとする。 2 委託単価を720円とする。利用料 80円は、委託先で徴収する。 3 利用回数が県要綱等で定められていないためケア会議の中で検討。基本的には月4回（「食」の自立支援事業との関係）とし、他の福祉サービスと総合的に調整する。 4 社会福祉協議会等を委託先とする。 5 サービス開始時期は合併時とする。																																
7	「食の自立」支援事業（老人給食）	1 4 事業は、隼人町方式を基本にサービスを低下させないよう合併までに調整する。ただし、委託先、利用者負担等については、合併までに調整する。	1 在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービスその他「食」に関わるサービスを、「食」自立の観点から組み合わせて提供するとともに、安否の確認を行うことによって、在宅福祉の増進を図ることを目的とする。 2 概ね65歳以上の1人暮らしの世帯及びこれに準ずる世帯。障害者（身障・知的・精神）のみの世帯又はこれに準ずる世帯。 ※精神障害者と知的障害者は補助要件の中に入っていないが、市単独事業で配食することとする。 3 申込先は、本庁及び各総合支所。 4 申請→実態調査→協議（ケア会議）→決定（福祉事務所） 5 委託単価は、530円。利用料300円は、委託先が徴収する。（利用料徴収 振込み、引き落とし） 6 委託先は、当面の間、社会福祉協議会とする。 7 サービス開始時期は平成18年4月1日とする。 ※現在の委託先 年間必要な食・必要経費概算 <table> <tr> <td>国分市</td><td>社会福祉協議会</td><td>延べ111,820食</td><td>59,265千円</td></tr> <tr> <td>溝辺町</td><td>社会福祉協議会</td><td>延べ 10,930食</td><td>5,794千円</td></tr> <tr> <td>横川町</td><td>社会福祉協議会</td><td>延べ 29,850食</td><td>15,821千円</td></tr> <tr> <td>牧園町</td><td>社会福祉協議会</td><td>延べ 34,790食</td><td>18,439千円</td></tr> <tr> <td>霧島町</td><td>社会福祉協議会</td><td>延べ 19,660食</td><td>10,420千円</td></tr> <tr> <td>隼人町</td><td>社会福祉協議会</td><td>延べ137,300食</td><td>72,769千円</td></tr> <tr> <td>福山町</td><td>社会福祉協議会</td><td>延べ 55,140食</td><td>29,225千円</td></tr> <tr> <td colspan="2">総額</td><td>211,733千円</td><td></td></tr> </table>	国分市	社会福祉協議会	延べ111,820食	59,265千円	溝辺町	社会福祉協議会	延べ 10,930食	5,794千円	横川町	社会福祉協議会	延べ 29,850食	15,821千円	牧園町	社会福祉協議会	延べ 34,790食	18,439千円	霧島町	社会福祉協議会	延べ 19,660食	10,420千円	隼人町	社会福祉協議会	延べ137,300食	72,769千円	福山町	社会福祉協議会	延べ 55,140食	29,225千円	総額		211,733千円	
国分市	社会福祉協議会	延べ111,820食	59,265千円																																
溝辺町	社会福祉協議会	延べ 10,930食	5,794千円																																
横川町	社会福祉協議会	延べ 29,850食	15,821千円																																
牧園町	社会福祉協議会	延べ 34,790食	18,439千円																																
霧島町	社会福祉協議会	延べ 19,660食	10,420千円																																
隼人町	社会福祉協議会	延べ137,300食	72,769千円																																
福山町	社会福祉協議会	延べ 55,140食	29,225千円																																
総額		211,733千円																																	
8	生きがい対応型デイサービス事業	1 5 事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。利用料、委託単価、委託先、申請手続き方法については、合併までに調整する。	1 事業内容については、現在までの県要綱に準じた実施方法で行なう。 2 利用料は、300円／回とし、委託先が徴収する。食事代は実費負担。 3 委託単価は、2,200円／人とする。 4 利用回数は、週1回を原則とし、ケースに応じて増やすことができることとする。（他事業との絡みで必要と思われる。） 5 委託先については、現在の委託先を継続する。 6 申請手続きは本庁及び各総合支所。 7 サービス開始時期は合併時とする。																																

別紙			
協 議 項 目		関係項目	
25-12 高齢者福祉事業の取扱い		協議決定された調整方針	具体的な調整結果
9	生活管理指導型ショートステイ事業	16 事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし委託料、利用料は合併までに調整する。	1 利用者の意向を踏まえ実施可能な施設と委託する。 2 委託料は3,429円とする。県の要綱に準じた額(3,810円/日)から委託料の1割(381円)を控除した額。 3 利用料は各市町ほとんど同額であり、県の要綱に準じ、委託料の1割とする。(利用料381円は、委託先の徴収とする。) 4 サービス開始時期を合併時とする。
10	家族介護教室	17 事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業内容等は合併までに調整する。	15年度は国分市のみが実施したが、16年度に事業実施の実績が無く、17年度の予算計上も無かった。実施要望が有ったとき内容を検討する。
11	家族介護者交流事業	19 事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業量等については県補助金枠も考慮したうえで合併までに調整する。	1 【目的】 在宅で高齢者を介護している家族が、介護者相互の交流会に参加するなどして、介護から一時的に解放され、心身をリフレッシュすることにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とする。 2 【利用対象者】 在宅で高齢者を現に介護している家族とする。 3 【決定】 介護者の心身のリフレッシュを図るために、実態をよく把握し、ケア会議等で決定する。 4 【委託先】 社会福祉法人等(社会福祉協議会も含む)委託を委託先とするが、他の機関での実施も可能とする。 5 実施回数については1回/年/人とする。 6 サービス開始時期は合併時とする。 ※県要綱に従い実施する。

別紙			
協 議 項 目		関係項目	
25—12 高齢者福祉事業の取扱い		協議決定された調整方針	具体的な調整結果
12	緊急通報体制等整備事業	2 1 事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。緊急通報先、利用者負担、機種統一等については合併までに調整する。	1 おおむね65歳以上の独居老人及び障害者(身障・知的・精神)通報先は3箇所まで登録が可能であるが、通報先の同意が必要である。 2 N T Tが実施している緊急通報装置レンタル事業を活用する。取付料金のみ市が負担する。 レンタル料金 緊急通報装置 180円(月額) ワイヤレスリモートスイッチ 200円(月額) ※ワイヤレスリモートスイッチはオプション扱い 3 申請書(通報先の同意印、民生委員による証明印を含む)の提出後、利用者に決定通知を出し、N T Tに申請書をF A Xする。工事段取り、その後のアフターケアに関しては、利用者とN T Tの間で解決を図る。 4 取付料金(4,725円)は全額、市が負担し、利用者負担はなし。ただし、月々の基本料金及び通話料金、撤去料金(2,000円)は利用者負担とする。 5 サービス開始時期は合併時とする。 ※17年度からの新規については上記のとおり。16年度までの他の業者からの備品購入分については保守契約を継続する。
13	老人保健福祉計画	2 4 老人保健福祉計画については、各市町の計画書を現行のとおり新市に引き継ぐ。策定委員会・運営委員会また、準備事務については合併までに調整する。新たな計画は、平成17年度に新市において策定する。	本件については、社会福祉(介護保険)専門部より提案。 平成17年6月9日幹事会協議了承済。 平成17年6月16日、協議会に報告済。
14	福祉手当	2 5 事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、給付額については合併までに調整する。また、合併後も給付額については、段階的に見直していく。	1 給付額については、3,000円/月とする。ただし6ヶ月以上の在宅介護をした者に限る。 2 サービス開始時期は合併時とする。 ※国分市の要綱に準じて調整(支給対象者)。支給開始は、申請のあった月からとする。手当は、毎年度、4月から9月を上期、10月から3月分を下期として、それぞれ、9月と3月にまとめて支給する。

児童福祉事業【児童福祉】の取扱いについて(協定項目25-13-①)

児童福祉事業【児童福祉】の取扱いについて、平成16年1月15日(協議第32号)協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年7月21日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

25-13-① 児童福祉事業【児童福祉】の取扱い		関係項目	
協議項目		協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1	母子及び寡婦福祉協議会活動補助事業の補助金等	1 母子及び寡婦福祉協議会活動補助事業については、現行のとお市新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。	1 母子寡婦福祉協議会の補助金については、別表のとおり補助基準を設け補助する。
2	ひとり親家庭等医療費助成事業の所得制限以上の世帯	2 ひとり親家庭等医療費助成事業については、現行のとお市新市に引き継ぐ。所得制限以上の世帯については、溝辺町の例により合併までに調整する。	1 現行溝辺町のとおり所得制限以上の世帯も給付対象とする。 2 実施時期は、合併時とする。
3	児童養育手当等助成事業	3 児童養育手当等助成事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐ。	1 出生祝金は、第3子以降出生子につき100,000円支給する。 2 支給の開始時期は、平成17年11月7日とする。 3 父子手当、児童福祉手当については、平成17年度中、現行のとおりとする。ただし、父子手当、児童福祉手当共に制度そのものが古く、児童手当等の制度が整備・充実されてきた経緯などを踏まえ総合的に判断して、平成18年度4月より廃止する。
4	家庭児童相談室設置事業	6 家庭児童相談室設置事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐ。	1 相談員は本庁に配置する。 2 各総合支所の相談事業については、相談員が出向き実施する。 3 事業実施に伴い人員の配置増が必要となる。

母子寡婦福祉協議会補助金

補助対象経費	会議費、報酬、役員手当、旅費、日当、消耗品費、通信費、負担金、活動費、研修費
--------	--

補助基準額	上記対象経費から会費、社会福祉協議会補助金、繰入金、繰越金を控除した額とする。
-------	---

児童福祉事業【保育所】の取扱いについて(協定項目25-13-②)

児童福祉事業【保育所】の取扱いについて、平成16年1月15日(協議第33号)協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年7月21日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

25-13-② 児童福祉事業【保育所】の取扱い		関係項目	
協 議 項 目		協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1	公立保育所運営事業	3 公立保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育(開所・閉所)時間等については、新市の勤務体系が決定され次第調整する。	1 通常保育の開所及び閉所時間は、新市において職員の勤務時間と統一する。
2	保育料の減免制度	5 保育料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金等については、国の基準等を参考に、新市において平成19年度をめどに統一を図る。減免制度については、合併までに調整する。	1 保育料については、平成17年度、平成18年度は現行のとおりとする。平成19年度に統一する。 2 減免制度については、現行国分市の減免基準(別紙資料)のとおりとする。 3 実施時期は、合併時とする。
3	特別保育事業(延長保育促進事業)	6 特別保育事業(延長保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、国分市の例により、合併までに調整する。	1 公立保育所での利用料は、一人一日100円とする。ただし、生活保護世帯は無料とする。月の限度額については、非課税世帯の場合400円、課税世帯の場合2,500円とする。
4	特別保育事業(一時保育促進事業)	7 特別保育事業(一時保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、合併までに調整する。	1 公立保育所での利用料は、一人一日1,200円、半日600円とする。給食代は一日200円、おやつ代は一回100円とする。おやつについては、3歳以上児は午後に関、3歳未満児は午前、午後一回ずつとする。

保育料減免の基準

児童福祉法に基づく負担金徴収規則第5条に基づき、減免基準等については、以下のとおりとする。

理由	状態	減免額	減免期間	
家 屋 災 害 (地震、火災などの災害により)	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	1割免除	3ヶ月間	
	住居が半壊又は半焼した場合 ※1	半額免除	6ヶ月間	※1、※2 6ヶ月経過後、復旧のめどがついていない場合は、本人の申請により再延長できる。 (最大延長6ヶ月)
	住居が全壊又は全焼した場合 ※2	全額免除	6ヶ月間	
農 業 災 害 に よ る 収 入 減 (台風、大雨などの災害により)	専業農家で災害による被害により収入が、例年の収入の半分以下になると見込まれる場合	全額免除	申請の月からその年の年度末まで	
本人又は納入義務者が継続した1ヶ月以上の病気及び負傷のとき ※病気及び負傷とは、通常は、入院をいう。 (自宅療養で労働できない場合も含む)		全額免除	発病して1ヶ月経過した日の属する月から、治癒した日の属する月まで	
本 人 又 は 納 入 義 務 者 が 死 亡 し た と き	本人が死亡した場合	全額免除	死亡したその月	
	納入義務者が死亡した場合	全額免除	死亡した月からその年度末まで	

～ 児童福祉法に基づく負担金徴収規則第5条抜粋 ～

(負担金の減免)

第5条 福祉事務所長は、本人又は納入義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、負担金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 災害を受け、又は継続した1箇月以上の病気及び負傷のとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) その他福祉事務所長が特別の事情があると認めたとき。

社会福祉協議会関係事業の取扱いについて（協定項目25－24）

社会福祉協議会関係事業の取扱いについて、平成16年1月15日（協議第37号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年7月21日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

別紙

2 5－2 4 社会福祉協議会関係事業の取扱い		関係項目	
	協 議 項 目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1	社会福祉大会の開催内容、運営方法等	1 社会福祉大会は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、開催内容、運営方法等については、合併までに調整する。	1 社協主催とし、新市で1回の開催とする。経費の1/2以内の補助金を支出する。 【参考】平成16年度の社会福祉大会経費 国分 2 9 4 , 5 0 7 円 溝辺 4 1 2 , 0 0 0 円 横川 1 9 7 , 7 5 4 円 牧園 1 4 9 , 0 0 0 円 霧島 1 7 1 , 3 3 0 円 隼人 6 1 0 , 0 0 0 円 福山 2 0 5 , 8 0 0 円 平均 2 9 2 , 0 0 0 円
2	総合福祉センター運営事業運営委託料等	2 総合福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営委託料等については、合併までに調整する。	総合福祉センター管理委託事業では平成17年4月1日の人員配置を超えない範囲で、職員1名以内嘱託2名以内を雇用することとして、委託料に算入する。また施設設備の維持管理等に要する物件費は別途その所要額を算定し、委託料に算入する。なお、人件費は霧島市社協の給与等の基準によるものとする。新しい基準は平成18年4月1日から適用する。
3	福祉活動専門員設置事業の補助金	3 福祉活動専門員設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金については、社会福祉協議会と協議し合併までに調整する。	社協運営補助金として統合する。
4	温泉センター管理運営事業の運営方法等	4 温泉センター管理運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営方法等については、合併までに調整する。	霧島市社協へ委託することとし、総合福祉センター管理委託事業と同様とする。なお、霧島町の温泉センターの管理委託については現行のとおりとする。
5	社会福祉協議会運営補助の補助金、運営方法等	5 社会福祉協議会運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金、運営方法等については、社会福祉協議会と協議し合併までに調整する。	社協運営補助金で事務局長（支所長）、福祉活動専門員、事務職員1名の人件費補助するものとする。 総括表上段のとおり、事務局長（支所長）については国分、横川の例にならない退職再雇用者を原則とし、1人年額300万円を補助上限額とする。 専門員については、兼務の場合は事務局長分300万円を引いた額の平均、1人年額480万円を補助上限額とする。普通交付税に算入されている専門員設置事業費は別紙2のとおりである。 事務職員については、1人年額390万円を上限額とする。 なお、事務局長（支所長）が専門員を兼ねる場合は、限度額を合算して算出できるものとする。新しい補助基準は平成18年4月1日から適用する。

総括表

事業名	職 名	国分	溝辺	横川	牧園	霧島	隼人	福山	合計	平均	
社協運営補助金	事務局長	管理委託	専門員と兼務	運営補助	専門員と兼務	専門員と兼務	単独で雇用	専門員と兼務	5,796,570	2,898,285	社協運営補助金では事務局長(支所長)、福祉活動専門員、事務職員1名の人件費見るものとする。 事務局長については国分と横川が退職再雇用で設置。隼人は社協独自で雇用。後は兼務である。新市においては退職再雇用者を基準とし、二者の平均額300万円を上限額とする。 専門員については、平均額の480万円を補助上限額とする。 事務職員については平均より390万円を上限額とする。 いずれも補助金は人件費にのみ充当されるものとし、実績が上限額を下回った場合は返納されるものとする。
	福祉活動専門員	5-19 運営補助	専門員事業	専門員事業	運営補助	専門員事業	専門員事業	専門員事業	46,000,617	4,857,231	
	職員1	3-13 5,502,152 管理委託	運営補助	運営補助	運営補助	運営補助	ボランティア	運営補助	27,304,534	3,900,648	
センター等管理委託	職員2	運営補助			運営補助				8,553,218	委託については職員1名以内嘱託職員2名以内とする。人件費は新市において社協と協議する。 センター管理委託事業では現状より、職員1名以内嘱託2名以内を雇用基準とし、人件費は合併後社協と協議するものとする。18年度当初予算においては、17年4月1日現在の配置により、右表中「職員2」「嘱託職員1、2」を計上するものとする。 委託に伴う物件費については、現状のまま新市へ引き継ぐものとする。	
	嘱託職員1	運営補助	運営補助			温泉			6,368,040		
	嘱託職員2	ボランティア	運営補助			温泉			3,989,761		
センター等管理委託(再委託)	嘱託職員3		温泉						1,110,468	再委託等に係る人的経費(シルバー人材センターからの派遣等)及び設備管理経費等については現状維持。	
	嘱託職員4		福祉団体委託						925,390		
	臨時職員		温泉	温泉	温泉	温泉	鳥越つばき館	運営補助	26,512,199		
	合 計	23,984,295	14,457,591	26,146,514	18,845,544	22,112,486	11,146,873	9,867,494	126,560,797		総合福祉センター管理委託事業 温泉センター管理委託事業 運営補助事業 福祉活動員設置事業

この表は自治体から社協へ支払われている人件費を元に作成しました。

■ 総合福祉センター管理委託事業
■ 温泉センター管理委託事業
■ 運営補助事業
■ 福祉活動員設置事業

その他事業【選挙管理委員会関係事務（開票区）】の取扱いについて
（協定項目25-27-③）

その他事業【選挙管理委員会関係事務（開票区）】の取扱いについて、平成16年5月13日（協議第58号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年7月21日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

別紙

25 - 27 - ③ 選挙管理委員会関係事務	関 係 項 目	
協 議 項 目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
開票区	2 開票区については、合併までに調整する。	1 合併後最初の市議会議員・市長選挙は、同日に行う予定である。最初の市議会議員選挙については、協定項目7【議会議員選挙の定数及び任期】で選挙区を設けることが決定しているため、公職選挙法第15条第6項の規定に基づき条例により選挙区を設置し、各総合支所の区域で投・開票を行う。また、最初の市長選挙についても公職選挙法第18条第2項の規定に基づき、県選挙管理委員会と協議をし、各総合支所の区域で開票区を設置する。以後の選挙については、公職選挙法第18条第1項の規定に基づき実施する。 2 開票事務体制について、最初の市議会議員・市長選挙については、現行のとおり新市に引き継ぐ。以後の選挙については、各総合支所の職員数等を考慮し調整を行う。 3 開票開始時刻について、最初の市議会議員・市長選挙については、投票終了時刻が午後7時となることから、各開票区開始時刻を午後8時20分とする。以後の選挙の開票開始時刻については、各選挙の投票終了時刻を勘案し調整を行う。

開票区 関係法令抜粋

公職選挙法

市議会議員選挙・市長選挙

(地方公共団体の議会の議員の選挙)

第15条第6項

市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、**条例で選挙区を設置することができる。**

(開票区)

第18条

1 **開票区は、市町村の区域による。**ただし、衆議院（小選挙区選出）議員若しくは都道府県の議会の議員選挙において市町村が2以上の選挙区に分かれているとき又は**第15条第6項の規定**による選挙区があるときは、当該選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

2 都道府県の選挙管理委員会は、**特別の事情があると認めるときに限り、前項の規定にかかわらず、市町村の区域を分けて数開票区を設け又は数町村の区域を合わせて1開票区を設けることができる。**

3 前項の規定により開票区を設けたときは、都道府県の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

農業委員会等の関する法律

農業委員会委員選挙

(選挙の単位)

第10条の2

1 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定に関わらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

(公職選挙法の準用)

第11条

1 公職選挙法第18条（開票区）の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは、「農業委員会の選挙による委員の候補者」と読み替え、次表の上覧に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

読み替え後の公職選挙法18条

1 開票区は、農業委員会の区域による。ただし、衆議院（小選挙区選出）議員若しくは都道府県の議会の議員選挙において市町村が2以上の選挙区に分かれているとき又は**農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定**による選挙区があるときは、当該選挙区の区域により農業委員会の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

霧島市議会議員選挙区設置条例（案）

平成17年11月7日

条例第●号

（選挙区の設置）

第1条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第6項の規定により、市議会議員の選挙のための選挙区を設ける。

（各選挙区において選挙すべき議員の数）

第2条 選挙区及びその区域並びに各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区	区 域	選挙すべき議員の数
国 分	霧島市国分の区域	16人
溝 辺	霧島市溝辺町の区域	4人
横 川	霧島市横川町の区域	3人
牧 園	霧島市牧園町の区域	5人
霧 島	霧島市霧島の区域	4人
隼 人	霧島市隼人町の区域	12人
福 山	霧島市福山町の区域	4人

附 則

この条例は、平成17年11月7日から施行し、最初に行われる選挙により選出される議員の任期に相当する期間に限り適用する。

【開票区】県協議書（案）

始 中 合 第 号
平 成 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会
委員長 鎌田 六郎 殿

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

霧島市施行に伴い実施する新市市長選挙の開票区について（協議）

貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、既にご承知のとおり本協議会では、これまで合併協議を重ね、平成17年11月7日の霧島市施行を目指し、開設準備に取り組んでいるところです。

つきましては、霧島市施行後50日以内に新市市長・市議会議員の設置選挙を実施することになりますが、新市市長選挙に伴う開票区を設置することについて、別紙のとおり協議します。

【提出書類】

- 1 協議依頼書
- 2 新市市長・市議会議員選挙に係る協議経過
- 3 開票区に関する協議資料
- 4 始良中央地区合併協議会協議資料
 - ① 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目7）
 - ② その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取り扱いについて（協定項目25-27-③）
- 5 区画図

協 議 依 頼 書（案）

平成 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会
委員長 鎌田 六郎 殿

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

1 協議依頼事項

霧島市施行に伴い実施する新市市長選挙において、公職選挙法第18条第2項の規定により、旧市町ごとに7開票区を設置すること。

2 協議依頼の理由

（1）新市市長選挙

開票区は市町村の区域によるため、霧島市では原則1開票区となる。

（2）新市議会議員選挙

霧島市では、新市最初の市議会議員選挙については旧市町（7市町）ごとに選挙区を設置するとしたため、7開票区となる。

（3）霧島市では、設置選挙は同日選挙とすることとした。

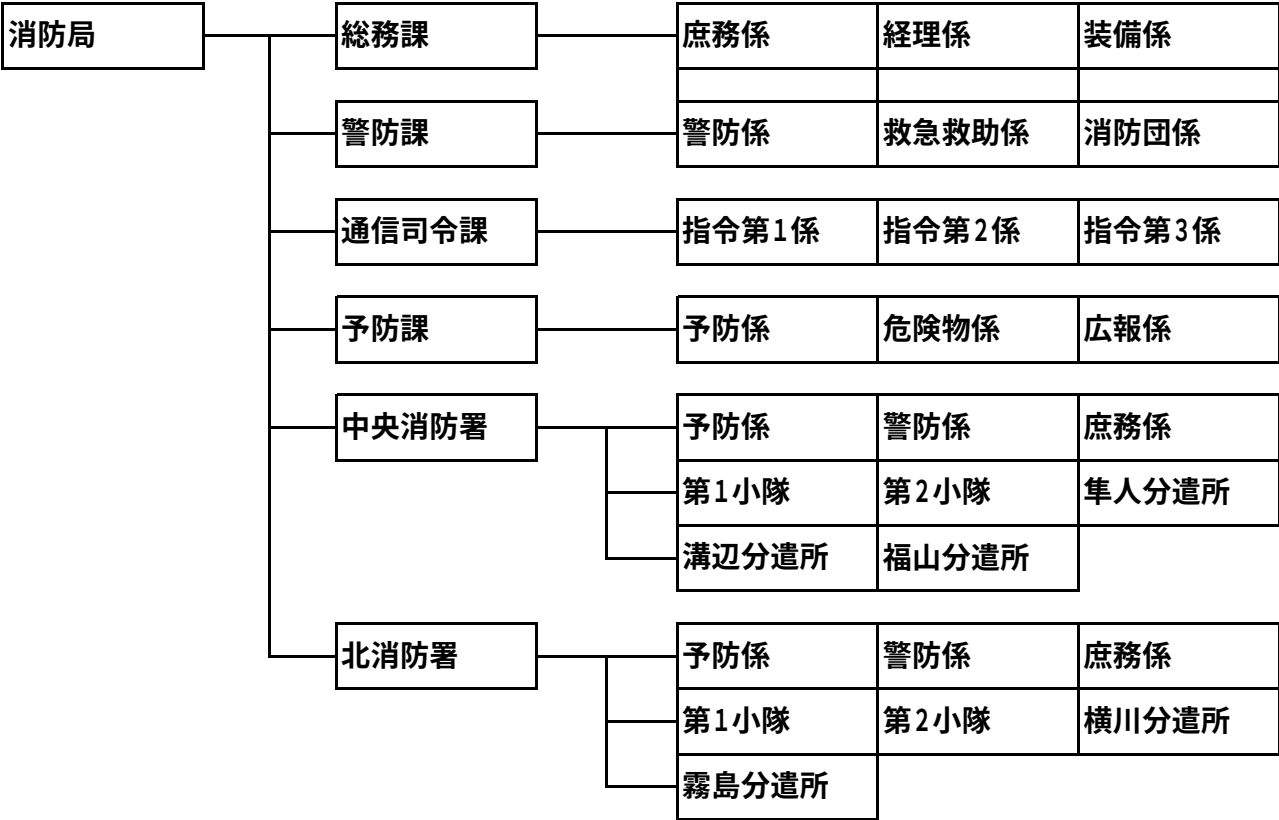
〔理由〕・同日選挙により投・開票に係る経費を抑えることができる。

- ・同日選挙により投票率の維持向上が図られる。
- ・同日選挙により有権者の利便性が図られる。

（4）市議会議員選挙は7選挙区を設けるため、各総合支所単位で開票区を設置し、開票事務を行うのに対し、市長選挙については投票箱を1箇所を送致し開票事務を行うとなると、市長選挙に係る開票事務従事者の人員増及び開票開始、終了時刻に影響を及ぼす可能性がある。

（5）開票に係る経費等の削減及び有権者に対する開票結果の迅速な報告を勘案したときに、旧市町の区域で開票区を設け、開票事務を行うことで、円滑な開票事務を遂行することができる。

霧島市消防局組織図 (案)



平成17年度

新市（霧島市）職員採用試験案内

受 付 期 間

7月19日（火）～8月5日（金）

第1次試験日

9月18日（日）

募 集 職 種

一 般 事 務

建 築 技 師

土 木 技 師

国分市	総務課
溝辺町	総務課
横川町	総務課
牧園町	総務課
霧島町	総務課
隼人町	総務課
福山町	総務課

(一般行政職関係)

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員
一般事務	7 名
建築技師	2 名
土木技師	1 名

2 受験資格

(1) 次の人が受験できます。

学校教育法に基づく

ア 短期大学・高等専門学校・高等学校卒業者及び来春卒業見込みの人

昭和55年4月2日以降に生まれた人

イ 大学(4年)卒業者及び来春卒業見込みの人

昭和52年4月2日以降に生まれた人

(2) 上記(1)にかかわらず、次の一つに該当する人は受験できません。

ア 日本国籍を有しない人

イ 成年被後見人及び被保佐人(準禁治産者を含む)

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時及び場所

試験	日 時	試験 場
第1次試験	平成17年9月18日(日) 受付 午前8:00~8:30 ・一般事務は12:30終了予定 ・建築技師及び土木技師は 15:00終了予定	国分シビックセンターほか
第2次試験	平成17年12月下旬(予定)	第1次試験合格通知のときお知らせします。

4 試験の方法及び内容

試験	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験	公務員として必要な一般知識(高等学校卒程度)
	専門試験	職種に応じた専門的知識(建築技師及び土木技師)
	適性検査	職員としての適応性(正確さ、迅速さ等の作業能力)
	作文	与えられたテーマについての作文
第2次試験	口述試験	人物についての面接。集団討論も行います。

5 一次試験合格者の発表の日時

平成17年10月14日（金）午前10時

溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町の各役場の掲示板並びに国分シビックセンター行政棟（市役所）西側掲示板に合格者の受験番号を掲示し（ホームページにも掲載）、合格者のみ文書で本人宛に通知します。

6 二次試験合格者の発表の日時

二次試験の日にお知らせします。

7 合格から採用まで

- （1）最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、この名簿のなかから職員の欠員等により採用の必要が生じた都度採用することになります。

ただし、受験資格に定める期限までに卒業できなかった場合、資格を取得できなかった場合又は、職員に欠員が出なかった場合等は合格を取り消すことも有ります。

この名簿の有効期間は、平成18年12月31日までです。

8 給与条件その他

給与条件及び勤務条件は、新市（霧島市）職員の給与に関する条例その他関係法令等により定められます。

9 受験手続き及び受付期間

- （1）受験申込書請求先及び申込先

① 国分市役所 総務企画部 総務課 職員係

② 郵送で請求及び申込する場合は、返信用中封筒（12cm×23.5cmのサイズ（受験申込書請求の場合は90円切手貼付、受験申込の場合は80円切手貼付））を同封してください。

※ 受験申込書等は、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町の各役場でもお渡ししています。

- （2）受験申込時における提出書類等

① 平成17年度新市（霧島市）職員採用試験受験申込書 1部

② 写真（申込前6ヶ月以内に撮影した脱帽正面向上半身の縦4cm、横3.5cmのもの）
同じものを2枚（うち1枚は受験申込書に、1枚は受験票に貼付してください。）

- （3）受付期間

平成17年7月19日（火）から平成17年8月5日（金）

（午前8時15分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。郵送の場合は、締切当日の消印まで有効。）

- （4）その他

申込書の受付と同時に受験票を交付します。受験票がないと試験は受けられませんので注意してください。また、新市（霧島市）では職員の採用にあたって、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえて行っております。障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1～6級の人には出願の際、障害者手帳を持参してください。

10 試験結果の開示

採用試験の結果については、情報公開条例の規定により、開示を申し出ることができます。

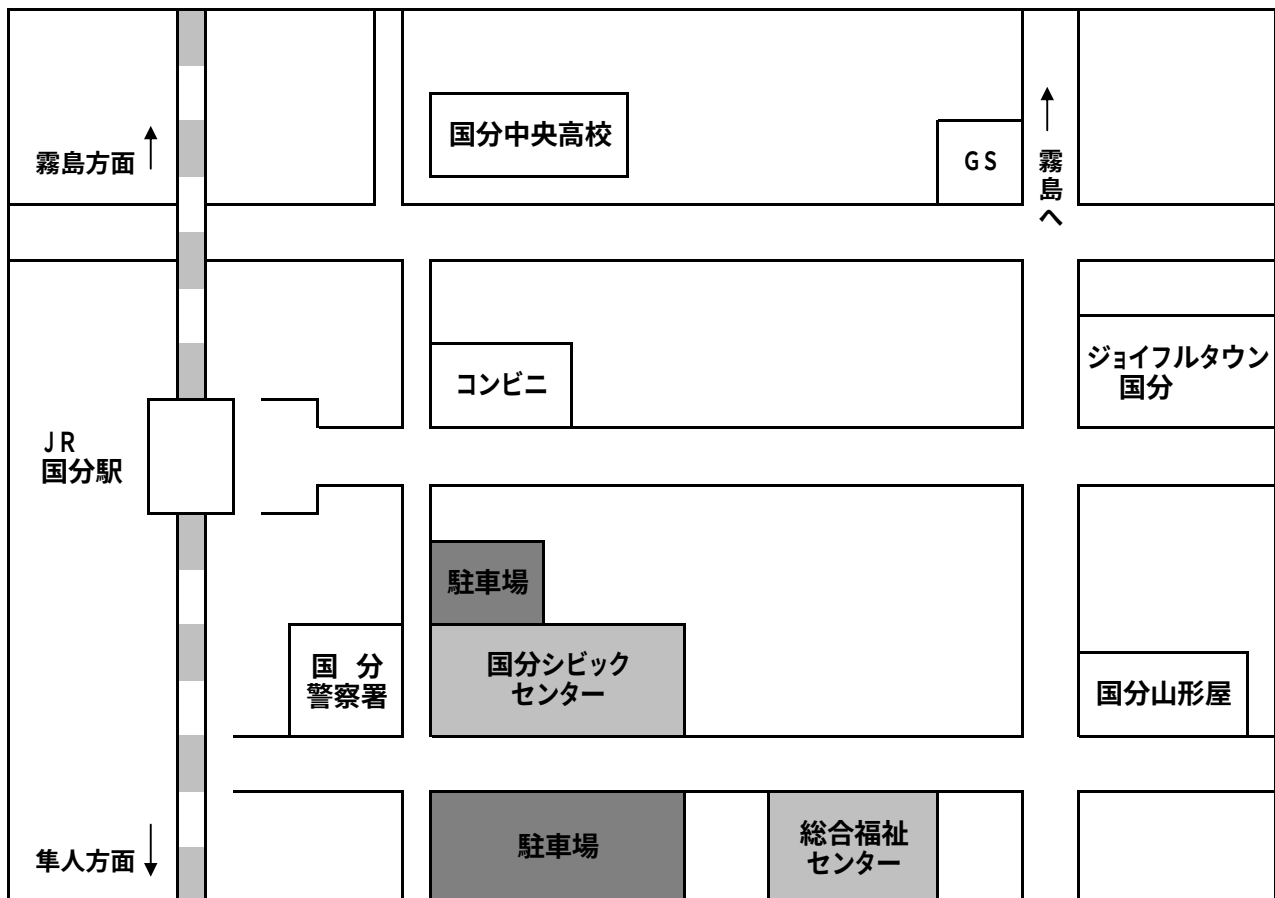
(受験申込書の記載要領)

- 1 記載事項に不正等があると、任用される資格を失うことがあります。
- 2 職種欄にはその試験区分を記入してください。
- 3 ※印欄は記入しないでください。
- 4 記入は、青又は黒のインクを用い、かい書で丁寧に書いてください。
- 5 生年月日欄の満年齢は、平成18年3月31日現在の満年齢で記入してください。
- 6 住所欄には、地番、部屋番号等まで詳しく記入し、同居の場合は、同居先まで記入してください。
- 7 学歴は、最終学校とその前二つを最近のものから記入してください。就学期間欄についてはH○年○月～H○年○月というように記入してください。
- 8 職歴は、今までの一切の職業上の経験（自家営業従事を含む。）及びその他の生活状態（予備校、自宅学習、在家庭等）を最近のものから順に、中断することなく記入してください。もし、欄が足りない場合は、適当な余紙を補足してください。

(試験に関する問い合わせ先)

〒899-4394 鹿児島県国分市中央三丁目45番1号
国分市役所 総務企画部 総務課 職員係
T E L 0995-45-5111 内線 1105
F A X 0995-47-2522
ホームページアドレス <http://www.city.kokubu.kagoshima.jp/index.html>

(試験場周辺案内図)



平成17年度

新市（霧島市）消防局消防吏員採用試験案内

第1次試験日	平成17年9月18日（日）
--------	---------------

受付期間	平成17年7月19日（火）から8月5日（金）
------	------------------------

募集職種	消防吏員
------	------

国分地区消防組合消防本部総務課

新市（霧島市）消防局消防吏員採用試験を次のとおり行います。

1. 採用予定人員

10名程度

2. 受験資格

- (1) 昭和55年4月2日以降に生まれた者
- (2) 高等学校卒業以上の学歴を有する者及び来春卒業見込みの者
- (3) その他
 - 次のいずれか一つに該当する者は受験できません。
 - (ア) 日本国籍を有しない者
 - (イ) 成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む）
 - (ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 身体の基準は、おおむね次のとおりです。
 - 身長 160cm以上
 - 胸囲 身長 $\frac{2}{3}$ 以上
 - 体重 50kg以上
 - 視力 両眼とも裸眼で0.3以上、矯正視力0.7以上で色覚が正常なこと
 - 聴力 左右正常なこと
 - 肺活量 3,000cc以上

※ 女性の場合身体の基準は、別途設けることとする。
- (5) 採用後、新市（霧島市）居住を条件とする。

3. 試験の日時及び場所

試 験	日 時	試 験 場
第1次試験	平成17年9月18日（日） 受付 午前 8:00～8:30 開始 午前 8:45～	国分地区消防組合 消防本部3階
第2次試験	第1次試験合格通知のときお知らせ します。	第1次試験合格通知のとき お知らせします。

4. 試験方法及び内容

試験	試験種目	内容
第1次試験	教養試験	公務員として必要な一般教養
	作文試験	与えられたテーマについての作文
	身体検査	消防吏員として必要な体格、視力及び聴力等の身体検査
第2次試験	面接試験 体力検査	主として人物について、個別面接試験 走力、懸垂、腕立て伏せ等の体力検査

※第2次試験は第1次試験合格者についておこないます。

5. 第1次試験合格者の発表

平成17年10月14日（金）午前10時

国分地区消防組合庁舎前掲示板に合格者の受験番号を掲示し、合格者のみ、文書で本人宛に通知します。

6. 受験手続き

（1）提出書類

（ア）受験申込書1部

平成17年7月11日から必要書類はお渡ししています。

（当消防本部総務課・国分市・溝辺町・横川町・隼人町・福山町・牧園町・霧島町の各消防署、分遣所でお渡ししています。）

（イ）写真（申込前2ヶ月以内に撮影した脱帽正面上半身のタテ4cm×ヨコ3cmのもの）2枚 「うち1枚は受験申込書に、1枚は受験票に貼付すること。」

※救急救命士の資格を有する者は、資格証の写しを提出すること。

※受験申込書を郵送で請求する場合は、返信用封筒〔12cm×23.5cmのサイズ（受験申込書請求の場合は90円切手貼付、受験申込の場合は80円切手貼付）〕を同封してください。

（2）受付期間

平成17年7月19日（火）から平成17年8月5日（金）まで（土曜日・日曜日を除く
午前8時30分から午後5時まで、郵便の場合平成17年8月5日（金）まで必着のもの
に限り受け付けます。）

（3）提出先

〒899-4352 鹿児島県国分市向花1291-1

国分地区消防組合消防本部 総務課庶務係

7. 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補名簿に登録され、この名簿のうちから職員の欠員等により採用の必要性が生じた都度採用することになります。

ただし、受験資格に定める期限までに卒業できなかった場合、資格を取得できなかった場合又は、職員に欠員が出なかった場合等は合格を取り消すことも有ります。

8. 給与条件その他

給与条件及び勤務条件は、新市（霧島市）職員の給与に関する条例その他関係法令等により定められます。

9. 勤務内容

勤務内容は、火災の鎮圧をはじめ、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、救急、救助及び火災予防査察等の業務を行います。

10. その他

(1) 申込書の受付と同時に受験票を交付します。試験当日受験票を持ってくること。

11. 問い合わせ先

国分地区消防組合消防本部 総務課庶務係

電 話 0 9 9 5 - 6 4 - 0 4 3 1（総務課直通）

F A X 0 9 9 5 - 6 4 - 0 8 4 5

【試験会場案内図】



各市町閉市町式の日程（案）

平成17年7月21日現在

	期 日	曜 日	備 考
国分市	実施予定なし 閉庁式を拡充する予定		
溝辺町	10月16日	日曜日	ビデオ放映 作文発表 郷土芸能 等
横川町	10月 2日	日曜日	ビデオ放映 作文発表 等
牧園町	8月21日	日曜日	町制65周年記念と同 時開催 講演会 等
霧島町	9月25日	日曜日	表彰 作文・絵画発表 ビデオ放映 等
隼人町	10月29日	土曜日	表彰 ビデオ放映 講演会 等
福山町	10月 1日	土曜日	表彰 作文発表 記念碑建立 等

●具体的な式典内容は、各市町の判断により異なります。

各市町閉庁式の日程（案）

1市6町で実施

11月4日（金） 各市町の勤務時間終了後

式典内容（案）

- 1 開 式
 - 2 市町長あいさつ
 - 3 議会議長あいさつ
 - 4 花束贈呈
 - 5 市町旗降納
 - 6 閉 式
- （その他、関係者のあいさつ等）

●具体的な式典内容は、各市町の判断により異なります。